


| | | | | | | |
|---|-------------------------------|----|------|--------|--|---|
| 所管部課 | 都市建設部都市計画課 | 部長 | 直井 亨 | | |  |
| 件名 | 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例について | | | | | |
| | | 区分 | ○ | 1 審議事項 | | 2 報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | | |
| | 部課機関 | | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>都営東京街道団地の後期建替事業に伴い、計画的に整備された良好な住環境を確保しつつ、公共公益施設の適切な配置及び生活支援機能の誘導による幅広いサービスの提供により、安全に安心して住み続けられる住宅市街地の形成を図るため、用途地域等の変更と合わせて東京街道団地地区地区計画を決定した。</p> <p>これに伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、当該地区計画に位置づけた建築物に関する制限を標記条例に定めるための改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>別表第1に、第8項として「立川都市計画東京街道団地地区地区計画により地区整備計画が定められた区域」を加える。</p> <p>別表第2に、第8項として「東京街道団地地区整備計画区域」を加え、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>条例に定めた事項は、建築基準法上の制限として、建築確認の対象となることから、地区計画の内容の確実な実現を図ることができる。</p> | | | | | | |
| <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成29年7月10日 都市計画審議会諮問・答申</p> <p>平成29年7月18日 都市計画決定告示</p> <p>※文書課において審査済み</p> | | | | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成29年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p> | | | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。